

たかはな

～シリーズ虐待②～

高花平小学校校長通信
平成21. 11. 25. (水)

No. 14



③ 心理的虐待

前回は身体的虐待とネグレクトについてお話しましたが、今回は、『心理的虐待』についてお話ししたいと思います。『心理的虐待』とは、児童虐待防止法に、『児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応』と説明されています。つまり、子どもに対して限度を超えた厳しい言葉を投げつけたり、

子どもが親を頼ろうとする時に無視してしまったりすることを言います。その他にも、子どもがひどく傷ついてしまうような言葉を言ってしまったりすることもこれに当たります。

あと一つ、虐待防止法の改正によって、新たにDV[ドメスティック・バイオレンス=配偶者に対する暴力]も、児童への心理的虐待とみなされることになりました。夫婦の間で暴力を振られているのを子どもが見たら、心が傷つくのは当たり前です。もう少し広げて言えば、単なる『夫婦喧嘩』でさえも、時として子どもの心に深い傷を負わせることとなります。せめて、子どもが見たり聞いたりしているところでは、夫婦喧嘩をしないように気をつけることが、子どもの健全な成長につながると思うのですが、難しいでしょうか？

また、我々学校関係者は、『児童虐待を発見しやすい立場にある者』として、児童虐待の早期発見に努めなければならないことが、児童虐待防止法にも記載されていますし、『虐待を受けたと思われる児童』を発見した場合は、速やかに児童相談所に通告する義務も負わされています。そんなことが起こらないように、祈るばかりです。

次号に続く

----- 切り取り線 -----

()年 ()組 名前《 _____ 》

A[_____]載せない B[_____]匿名なら載せてもいい C[_____]名前入りで載せてもいい

～本の紹介です～

最近、「しつけの回復・教えることの復権(三浦清一郎著)」という本を読みました。昔人間の私にとっては、『当たり前じゃないか。』と思えることが多かったのですが、今の時代、ひょっとして忘れられていることも多いのかなと思って、今回内容の一部を紹介したいと思います。この本は、副題に『教育公害を予防する』とありますから、多くのメッセージは学校現場に向けられたものだと思います。しかし、学校だけではなく、社会全体で考えなければならないことを含んでいるような気がしますので、一度皆さんで話の種にでもしていただけたら幸いです。



- ① 子どもが他者に著しい迷惑をかける恐れがあるときは、「注意」⇒「叱責」⇒「命令」⇒「強制」の順序で実行せざるを得ません。『言って聞かせて』・『注意をして』・『叱って』・『命令して』・時に『罰を与えて』・『強制する』のです。
- ② 将来間違いなく子どもに必要なことになる事柄でも、子どもが『やだ』・『きつい』・『おもしろくない』・『やらない』と言えば、子どもの意思が通るようになってきました。子どもの欲求を放置すれば、しつけや教育は崩壊せざるを得ないのです。
- ③ 子どもの日常には、「やりたくてもやらせてはいけない」と、「やりたくなくてもやらせなければならぬ」ことが多いのです。つまり子どもに、『この世は自分の思い通りになる』と思わせてはいけません。
- ④ 『権利』が先か『義務』が先かと言われれば、「義務が先に決まっています。権利は、社会的な義務が果たされてこそその権利なのです。
- ⑤ 『過保護』の最大の危険は、子どもの成長に不可欠な『負荷(ストレスやプレッシャー)』を、周りの大人が先回りして取り除いてしまうことです。必要な「負荷」がかかれば、学力も体力も精神力(耐力・我慢)も育ちません。
- ⑥ しつけでも教育でも、大切なポイントは、基本的に『やれ』と『やるな』の二つだけです。

----- 切り取り線 -----
